

新型コロナウイルス関連情報（7月17日）

【休館日のお知らせ：7月24日】

7月24日（金）はスポーツの日のため休館となりますのでご注意ください。

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（NY州）感染の状況と経済社会活動の再開

・昨7月16日時点の陽性率は0.99%、新規感染者数は776人、入院者総数は765人、死者数は10人と低水準で推移しています。

・本7月17日、NY市が20日（月）から再開の第4段階へ移行することが発表されました。第4段階では、リスクの低い屋外での芸術・エンターテインメントなどが再開されます。ただし、NY市ではモールの店内利用・店内飲食・文化施設の屋内利用は引き続き禁止されていますのでご注意ください。第4段階に再開する産業は以下のサイトでご確認になれます。

州政府のサイト：<https://forward.ny.gov/phase-four-industries>

・NY市のレストランが他者と一定の距離をとる措置などを適切にとっていないことから、スリーストライク制が導入されました。これは、州の措置にレストランが従っていない場合、違反を3度繰り返したレストランは閉鎖するという制度です。現時点ではNY市のみにも適用されていますが、同様の問題が見受けられた場合には他地域にも同制度を広げるとされています。

・陽性率を低い水準に保つために、NY州ではレストランやバーは食事を注文した客にのみアルコール飲料を提供できることとなりました。また、テーブルに着席した客にのみサービスを提供できることとなりました。詳細は以下の州のサイトでご確認になれます。

州政府のサイト：<https://sla.ny.gov/>

・本日時点での移動勧告の対象は22州となっています。詳細は当館HPに記載しています。

当館HP：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

（NJ州）マーフィー知事のメッセージ（7月15日、17日）

－ 7月20日（月）に、NJ州保健局は、NJ州外からの訪問者を対象とした調査サイトを立ち上げる。州外からの訪問者は、是非、本調査にご協力頂ければ幸い。調査サイトでは、出発地の州が自主隔離の対象州であるか否か等の情報も掲載される。以下のURL または空港で掲示されるポスターのQRコードをスキャンすることでサイトへアクセスできる。

・ URL へのアクセス：covid19.nj.gov/njtravel

- 1日のウイルス検査の陽性率は1.66%，実効再生産数「Rt」（感染者一人あたりが何人に感染させるかを示す値）は1.1であり、「Rt」を1以下とすることが重要である。CA州やお隣のPA州のように経済再開を後退させるような事態にならないよう、ソーシャル・ディスタンス・マスク等の着用を引き続きお願いする。

(PA州)

・昨7月16日、新規感染者の増加に伴い、ウォルフ知事は16日から州全域に新たな制限措置を課しました。

-屋内ダイニング：スタッフを含め収容率25%まで

-バー：酒類の提供はテーブルでの着席方式又はテイクアウトに限る。バー・サービスは禁止

-テレワーク：義務（ただし可能な場合）

-集会：屋内は25人以内、屋外は250以内まで

・本7月17日、PA州が発出している移動勧告について、デラウェア州が対象から外れ、対象は18州となりました。詳細は以下の州のサイトでご確認ください。

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

・本7月17日、PA州政府コミュニティ・経済局（PA Department of Community & Economic Development）は、5億ドル（\$50M）のPA州ハザード・ペイ・グラント・プログラムの下、新型コロナウイルスに関し前面で働くフロント・ワーカーへの申請受付を開始しました。このプログラムは時給20ドル以下の労働者に、時間当たり3ドル分の追加支給を行うものです。申請受付は2020年7月31日までとなります。

(WV州) ジャスティス知事のメッセージ（7月15日、17日）

ーモノンガリア郡では、少なくとも7月24日まで全てのバー、バーを含むレストランのバーは閉鎖する必要があるが、食事をする客へのアルコール飲料の販売を含むレストランサービスの継続は許可される。なお、モノンガリア郡では、7月1日以降に確認された陽性例の74%が18～29歳だった。10日間の閉鎖後、数値が上昇し続ける場合は閉鎖措置を延長する可能性もある。

ーWV州の6月の失業率は先月より2ポイント下がり10.4%になった。WV州の失業者数は21,400人減少し、6月の全国失業率11.1%をわずかに上回った。

ー7月17日現在、1日当たりの陽性率は4.98%と未だ高く、累計陽性率も2.14%と傾向は拡大している。死者数も100人になった。再生産率も1.29%と全米で2番目に高く、今、この時点が極めて重要なフェーズであり、マスクの着用等がなされなければ、さらなる感染者の増加、入院患者数の増大、死者数さえ増えることが予想される。唯一の予防手段である、マスク等の着用を徹底してほしい。

(DE 州) 学校再開ガイダンスの発表 (7月15日)

・7月15日、デラウェア州教育局は2020-2021年度の学校再開に関するガイダンスを発表しました。このガイダンスは州の公立学校とチャーター校に適用されます。このガイダンスでは、3つのシナリオが想定されており、感染拡大が抑えられ対面授業が可能となるシナリオ、感染拡大が少し見られ対面授業とオンライン授業を組み合わせるシナリオ、感染拡大が顕著となり全面オンライン授業となるシナリオ、のうち、どのシナリオを採用するか、8月上旬にカーニー知事が決定する予定です。

・学校再開ガイダンスはこちらのウェブサイトでご確認いただけます。

https://www.doe.k12.de.us/cms/lib/DE01922744/Centricity/Domain/599/ddoe_returningtoschool_guidance_final.pdf

・デラウェア州が州民2万人以上に行ったオンライン授業に関する調査結果はこちらのウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.doe.k12.de.us/cms/lib/DE01922744/Centricity/Domain/599/Remote%20Learning%20Experiences%20in%20Delaware%20Report.pdf>

(PR 準州) ビジネスの再制限及び訪問者に対する要求

・昨7月16日、バスケス準州知事は、感染が再拡大をしていることを受け、バー、映画館、カジノを再閉鎖することを発表しました。また、レストランの利用は最大収容人数の50%までとされています。さらに、午後10時から午前5時まで外出禁止令を出し、午後7時以降のアルコール類の販売を7月31日まで禁止しています。

・7月15日(水)以降にPR準州を訪れる訪問者に対して、訪問72時間以内に受けたウイルス検査において陰性であることを証明した書類を提出した上で、滞在中はマスク等を着用し他者と一定の距離をとることを求める行政命令を発出しています。もしも陰性を証明する書類を提出できない場合は、空港において検査等を受け、その結果陽性であることが判明した場合には14日間隔離されることとなります。ただし、バスケス準州知事は、時期尚早であったとした上で、8月15日までは観光促進をしない旨を発言しています。PR準州への渡航を計画される場合はご注意ください。

【6月22日付大統領布告(非移民ビザによる米国への入国の制限)における帯同家族の取り扱い】

・6月24日に発効した大統領布告の運用に関して国務省による情報更新がありました。

・具体的には、大統領布告による入国制限の対象とならないH/J/Lビザの保持者(※6月24日時点でこれらのビザを有効に保持していた者等)又は現に米国に滞在している者の配偶者・子供についても入国制限の対象外となり、これら帯同家族に対するビザの発給も継続される旨が発表されています。

・国務省による発表及び大統領布告の本文についてはそれぞれ以下のサイトからご確認下さい。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/exceptions-to-p-p-10014-10052-suspending-entry-of-immigrants-non-immigrants-presenting-risk-to-us-labor-market-during-economic-recovery.html>

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-aliens-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak/>

【全日空（ANA）による当地から日本への直行便増便に関する情報】

全日空（ANA）では、現在週2便（月、木）で運航しているJFK発成田便について、8月2日以降、週3便（月、木、土）に増便する旨を発表しました。

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202007/20200714.html>

【感染者数等に関する情報】

7月17日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ニューヨーク州：感染者数 405,551名 死者数 25,024名

ニューヨーク市：感染者数 220,734名 死者数 15,725名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ニュージャージー州：感染者数 176,551名 死者数 13,710名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ペンシルベニア州：感染者数 99,478名 死者数 6,992名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・デラウェア州：感染者数 13,337名 死者数 521名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ウエストバージニア州：感染者数 4,710名 死者数 100名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 17,069名 死者数 1,395名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 11,120名 死者数 177名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 263名 死者数 6名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

・当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09：30～13：00

（ビザ（査証）申請受付：12：00～13：00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486

（注：代表電話につながり次第内線486を押してください。）

予約受付時間：月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

注：4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。

また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局

等（NY市の場合は311）に電話してください。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
